

別表3（第2条第3号関係）果樹振興事業

| 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率（額） | 交付申請の 期日 |
|--|--|---|-----------------------|
| <p>つくば市内で営農し、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 観光農園又は販売を目的とした、ブルーベリー、梨又はぶどうの生産者</p> <p>イ 地酒等の醸造用果樹の生産者</p> | <p>次に掲げる経費とする。</p> <p>（1）果樹園整備に要する経費 新規整備に限る。ただし、ブルーベリーに限り既存果樹園の整備も補助対象とする。</p> <p>（2）気象災害等に強い園地づくりに要する経費 更新の場合は、機能向上を図るものに限る。</p> | <p>（1）1/2以内 （上限150千円/10a）</p> <p>（2）1/2以内 （上限200千円/10a）</p> | <p>事業着手日の前日までとする。</p> |

（備考）

- 1 補助対象経費は、消費税を含まない金額とする。
- 2 1経営体当たりの申請回数は、（1）及び（2）それぞれ1回を限度とする。
- 3 補助対象経費（1）に係る果樹園整備は、次の要件を満たすものに限る。
 - ① 栽培面積は10a以上とすること。
 - ② 通常の収穫を上げ得るに十分な植栽密度で植栽を行うこと。